

平成27年3月7日

国内事業本部
本部長 下山 隆志

自然災害等及び感染症・伝染病等における大会開催中止又は大会途中での中止取り扱いについて
(危機管理マニュアルを参考にして対応する)

地震・風水害等の自然災害及び感染症・伝染病等での大会中止決定は、大会主催者が、開催地バレーボール協会大会実行委員会から現場におけるチーム選手、役員及び大会役員、観客等の安全確保を考慮した上での意見を伺い、大会主催者等で関係機関等の情報を基に検討し、開催中止又は途中中止を決定する。決定する時期は、自然災害等や感染症・伝染病の状況を鑑みて判断をする。

1) 連絡網について (主催者又は実行委員長)

前もって、参加全チームに状況説明をする。

- ① チームの代表者に中止の連絡をすると同時に都道府県バレーボール協会専務理事、理事長、ブロック理事に連絡する。
- ② 共催各社、後援各社、協賛各社等にM&Mを通して連絡する。
- ③ 旅行代理店(エージェント)に連絡する。
- ④ 国内競技委員会委員長、審判委員長に連絡する。
- ⑤ JVAウェブサイトへ告知する。

2) チーム経費について

大会が中止された場合は、参加チームのチーム旅費及び宿泊費の補償はしない。

3) 大会経費について

大会経費の負担についてはJVA・開催地バレーボール協会・当該加盟団体で協議する。

以上